

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 1 6 日

各文部科学大臣所轄
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課

宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与対
策広報用リーフレットについて（周知）

令和 3 年 8 月にマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作り
を行うための多国間枠組みである「金融活動作業部会（Financial Action Task
Force。以下「FATF」という。）」が公表した第 4 次 FATF 対日審査報告書にお
いて、宗教法人を含む日本の非営利団体が、知らず知らずのうちにテロ資金供与
に巻き込まれる可能性があるとの指摘がなされました。

当該指摘を踏まえ、文化庁では、これまでも「宗教法人のための運営ガイドブ
ック」や宗教法人実務研修会において、いわゆる不活動宗教法人の放置や宗教法人
の売買に類似した取引によって、宗教法人格が脱税やマネー・ロンダリング等の違
法行為に悪用されるおそれがあるとして、注意喚起を行ってきたところです。

そして今般、財務省から、宗教法人を含む日本の非営利団体に向けて、テロ資金
供与対策を呼びかける広報用リーフレットを新たに別添のとおり作成した旨の連絡
がありましたので、お知らせいたします。

各文部科学大臣所轄宗教法人におかれては、当該リーフレットの記載内容につい
て十分御了知いただくとともに、宗教法人格の悪用の不安や疑いがある場合は、早
めに所轄庁や警察に御相談いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該リーフレットは、下記文化庁ホームページにも掲載しています。当該
ページでは、宗教活動が継続できなくなる前にとるべき手続や、文化庁における不
活動宗教法人対策の取組についても御紹介していますので、合わせて御覧ください。

- 「非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット」（財務省作成）
- 宗教活動の継続が困難となった場合には（文化庁ホームページ）
(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>)

(本件担当) 文化庁宗務課法規係 電話：03－5253－4111（内線 2854） E-mail：syuumu@mext.go.jp
